**平成２８年度**

**事務事業実績**

**財務部**

**≪税務局　税政課≫**

目次

　１　事務事業執行概要

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 頁

　 　　総務グループ　・・・・・・・・・・・・・　　１

　　　 税務企画グループ　・・・・・・・・・・・・・　　２

　　　 人事グループ ・・・・・・・・・・・・・　１３

　　　 システムグループ　・・・・・・・・・・・・・　１５

　　　 債権特別回収・整理グループ・・・・・・・・・　１６

　２　別表　 ・・・・・・・・・・・・・　１７

１　事　務　事　業　執　行　概　要

総務グループ

**１　税務事務の指導**

府税事務所長・自動車税事務所長会議等を開催し、税務運営に関する事項の指導を行った。

**２　歳出予算の配当及び執行**

府税事務所及び自動車税事務所に対する歳出予算の配当を行うとともに、予算の適正かつ効率的な執行に努めた。

**３　納税表彰等**

　　納税思想の高揚その他税務行政の推進に関し顕著な功績があったもの、府税の納付又は納入について優秀な成績を収めたものに対して、次のとおり表彰した。

　　　と　　　　き　　平成28年11月16日

　　　と　 こ　 ろ　　大阪府公館

　　　被 表 彰 者　　 優良特別徴収義務者　 　　３　社

　　　　　　　　　　　優良納税貯蓄組合連合会　　 　　２団体

　　　　　　　　　　　納税功労者　 　　１６名

根拠法令

* 大阪府表彰規則
* 大阪府納税表彰実施要領

税務企画グループ

**１　府税収入の見積り**

　過去の実績、景気動向等の資料に基づいて府税収入を見積り､別表のとおり平成28年度の予算に計上した。

（別表１　平成28年度府税収入予算額調　　　１７頁）

**２　大阪府税条例の改正**

　平成29年（３月31日）大阪府条例第61号

ア　大阪府税条例の一部改正

（ア）法人府民税（法人税割）及び法人事業税の超過課税の適用期間の延長に伴う改正

法人府民税法人税割及び法人事業税の超過課税の適用期間を「平成32年10月31日」までに終了する事業年度へと３年間延長した。

〔施行期日：公布の日（平成29年３月31日）〕

（イ）法人府民税均等割の減免に係る改正

①　法人府民税均等割の減免対象法人に管理組合法人、団地組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合を追加した。

　　　　〔施行期日：平成29年４月１日〕

　　　　②　前年度において法人府民税均等割の減免を受けていた法人について、減免事由に異動がないと認められる場合に申請書等の提出を省略することとした。

　　　　　〔施行期日：平成30年４月１日〕

　（ウ）都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、地方税法附則第11条第７項に規定する条例で定める割合を定めた。

　　　　　〔施行期日：平成29年４月１日〕

　（エ）法人の府民税等における納税管理人の要件の一つである住所地に係る規定について、「課税地を管轄する府税事務所の管轄区域内」を「府内」に、「当該区域外」を「府外」に改正した。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

（オ）地方税法の改正による車体課税の見直しの実施時期の変更に伴い自動車税について、所要の改正を行った。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

　　（カ）平成29年度税制改正に伴う改正

　　　①　法人事業税

各事業年度終了の日から３月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合など法人の事業税の申告期限の延長を認める特例の規定を追加した。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

　　　②　個人府民税所得割

a　指定都市への県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴い納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合の府民税所得割の本則税率を百分の二とし、その他所要の改正を行った。

〔施行期日：平成30年１月１日〕

b　上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例において、適用除外となる場合を追加した。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

c　土地の譲渡等に係る事業所得の課税の特例等の適用期限を３年間延長した。

　〔施行期日：平成29年４月１日〕

③　不動産取得税

　居住用超高層建築物に係る不動産取得税について、当該建築物の価格を当該専有部分の取得者に按分する際に用いる当該専有部分の床面積を、実際の取引価格の動向を踏まえて補正する規定を追加した。

　〔施行期日：平成30年４月１日〕

④　自動車取得税

a 　燃費性能等の優れた環境負荷の小さい自動車に対し課する自動車取得税の特例の対象を追加し、軽減基準の一部切り替え等を行った上で、適用期限を平成29年度末まで１年間延長した。

　〔施行期日：平成29年４月１日〕

b　 燃費性能等の優れた環境負荷の小さい自動車に対し課する自動車取得税の特例の軽減基準の一部切り替え等を行った上で、適用期限を平成30年度末まで１年間延長した。

　〔施行期日：平成30年４月１日〕

⑤　軽油引取税

重要影響事態、武力攻撃事態等及び国際平和共同対処事態に際して自衛隊及び諸外国の軍隊等が実施する船舶検査活動等に係る軽油の譲渡について、軽油引取税のみなす課税を適用しない規定を追加した。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

⑥　自動車税

燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置を、軽減基準の一部切り替え等を行った上で、適用期限を２年間延長した。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

　　　　⑦　狩猟税

配偶者控除の見直しに伴い規定整備を行った。

〔施行期日：平成30年４月１日〕

⑧　その他

災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例を規定し、阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例及び東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例を廃止した。

〔施行期日：平成29年４月１日〕

イ　大阪府税条例の一部を改正する条例の一部改正

　　　消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税法の改正により、地方消費税の税率を78分の22に改正する施行期日を平成29年４月１日から平成31年10月1日に延期した。

　　　〔施行期日：公布の日（平成29年３月31日）〕

ウ　大阪府税条例等の一部を改正する条例の一部改正

　　　消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税法の改正により、施行期日を平成29年４月１日としていた次の改正を平成31年10月1日に延期した。

　　　〔施行期日：公布の日（平成29年３月31日）〕

　（ア）大阪府税条例の一部改正

　①　地方法人特別税廃止に伴う法人事業税の税率の特例の改正

②　地方法人税拡充に伴う法人府民税法人税割の税率の特例の改正

③　自動車取得税を廃止する改正

④　自動車税における環境性能割及び種別割の導入による改正

（イ）大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例の一部改正

地方法人特別税廃止に伴う法人事業税の税率の特例の改正

（ウ）大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例の一部改正

地方法人特別税廃止に伴う法人事業税の税率の特例の改正

　　エ　大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例及び大阪府障害者の雇用の推進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例の一部改正

府税条例の法人府民税法人税割及び法人事業税の超過課税の適用期間が延長されることに伴い、所要の改正を行った。

　〔施行期日：公布の日（平成29年３月31日）〕

**３　大阪府税規則の改正**

　（１）　平成28年（９月30日）大阪府規則第137号

　大阪府税規則の一部改正

　　（ア）地方税法施行規則の一部改正に伴う引用条文の条項ずれにより、所要の改正を行った。

　（イ）その他所要の規定整備を行った。

〔施行期日：公布の日（平成28年９月30日）〕

（２）　平成28年（12月27日）大阪府規則第160号

ア　大阪府税規則の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等の提出を行った場合に加算金の割合に10％加算する措置（以下「加算金の加重措置」という。）が導入されたことに伴い、様式の改正を行った。

イ　大阪府宿泊税規則の一部改正

　　　　地方税法の一部改正に伴い、加算金の加重措置が導入されたことに伴い、様式の改正を行った。

　〔施行期日：平成29年１月１日〕

（３）　平成29年（３月31日）大阪府規則第79号

　大阪府税規則の一部改正

平成29年度税制改正に伴い、所要の規定整備を行った。

　〔施行期日：平成29年４月１日〕

**４　地方消費税徴収取扱費の交付**

　　国に法定委任している地方消費税の徴収に対する徴収取扱費として、法律の定めるところにより算出した額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 国税庁 | 858,677,473 円 |
| 大阪税関 | 526,477,727 円 |
| 計 | 1,385,155,200 円 |

根拠法令

○　地方税法第72条の113及び同施行令第35条の17

○　地方税法附則第９条の14及び同施行令附則第６条の11

**５　府内市町村への交付金の交付**

(1)　利子割交付金

　府内市町村に対して、法律の定めるところにより算出した額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 517,707,000　円 |
| 堺市 | 161,683,000　円 |
| その他の市町村 | 1,070,986,000　円 |
| 計 | 1,750,376,000　円 |

根拠法令

○　地方税法第71条の26

(2)　配当割交付金

　府内市町村に対して、法律の定めるところにより算出した額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 1,887,733,000　円 |
| 堺市 | 589,442,000　円 |
| その他の市町村 | 3,904,552,000　円 |
| 計 | 6,381,727,000　円 |

根拠法令

○　地方税法第71条の47

(3)　株式等譲渡所得割交付金

　府内市町村に対して、法律の定めるところにより算出した額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 1,117,435,000　円 |
| 堺市 | 347,668,000　円 |
| その他の市町村 | 2,302,403,000　円 |
| 計 | 3,767,506,000　円 |

根拠法令

○　地方税法第71条の67

(4)　地方消費税交付金

　府内市町村に対して、法律の定めるところにより算出した額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 59,598,239,000　円 |
| 堺市 | 14,583,136,000　円 |
| その他の市町村 | 91,505,996,000　円 |
| 計 | 165,687,371,000　円 |

根拠法令

○　地方税法第72条の115

(5)　ゴルフ場利用税交付金

　ゴルフ場所在の市町村に対して、ゴルフ場利用税の収入額に法律の定める率を乗じて得た額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 堺市 | 138,074,168　円 |
| その他の市町村 | 899,642,883 円 |
| 計 | 1,037,717,051　円 |

根拠法令

○　地方税法第103条

(6)　自動車取得税交付金

　府内市町村に対して、自動車取得税の収入額に法律の定めるところにより算出した割合を乗じて得た額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 2,486,052,285 円 |
| 堺市 | 784,100,084　円 |
| その他の市町村 | 3,464,122,000　円 |
| 計 | 6,734,274,369 円 |

根拠法令

○　地方税法第143条

(7)　軽油引取税交付金

　指定市である大阪市及び堺市に対して、軽油引取税の収入額に法律の定めるところにより算出した割合を乗じて得た額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 11,998,778,359　円 |
| 堺市 | 6,020,292,974　円 |
| 計 | 18,019,071,333　円 |

根拠法令

　○　地方税法第144条の60

(8)　旧法による自動車取得税交付金

　府内市町村に対して、自動車取得税の収入額に法律の定めるところにより算出した割合を乗じて得た額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 21,961　円 |
| 堺市 | 5,320　円 |
| その他の市町村 | 1,000　円 |
| 計 | 28,281　円 |

根拠法令

○　地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第９号）附則第５条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法第699条の32

(9)　旧法による軽油引取税交付金

　指定市である大阪市及び堺市に対して、軽油引取税の収入額に法律の定めるところにより算出した割合を乗じて得た額を交付した。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付先 | 交付額 |
| 大阪市 | 5,372,910　円 |
| 堺市 | 2,695,815　円 |
| 計 | 8,068,725　円 |

根拠法令

○　地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第９号）附則第６条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法第700条の49

**６　地方消費税の調定**

　　国税資金支払命令官（財務省大臣官房会計課長）から地方消費税の払込について通知を受け、調定を行った。

（別表２　平成28年度 地方消費税払込額（決定額）調　　　１９頁）

**７　譲与税の調定**

　　総務大臣から下記の譲与税についての通知を受け､調定を行った。

（別表３　平成28年度 地方法人特別譲与税譲与税額調　　　１９頁）

（別表４　平成28年度 地方揮発油譲与税譲与税額調　　　２０頁）

（別表５　平成28年度 石油ガス譲与税譲与税額調 　　２０頁）

（別表６　平成28年度 地方道路譲与税譲与税額調　　　２１頁）

（別表７　平成28年度 航空機燃料譲与税譲与税額調 　　２１頁）

**８　市町村たばこ税府交付金の調定**

　　法律で定める基準を超えるたばこ税収のある市町村から、市町村たばこ税府交付金の交付を受け、調定を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付元 | 交付額 |
| 泉佐野市 | 683,013,000　円 |
| 田尻町 | 166,374,000　円 |
| 太子町 | 59,508,000　円 |
| 計 | 908,895,000　円 |

根拠法令

○　地方税法第485条の13

**９　税務訴訟**

　　平成28年度に係属した税務訴訟の件数及びその処理状況は、別表のとおりである。

　　（別表８　平成28年度に係属した税務訴訟の件数及びその処理状況調　　２２頁）

根拠法令

○　行政事件訴訟法

○　民事訴訟法

○　地方税法第19条の11から第19条の14まで

**１０　不服申立ての処理**

　　平成28年度に係属した不服申立ての件数及びその処理状況は、別表のとおりである。

　　（別表９　平成28年度に係属した不服申立ての件数及びその処理状況調　　２３頁）

根拠法令

○　行政不服審査法

○　地方税法第19条から第19条の10まで

**１１　税務重点目標等の策定**

　　平成28年度における「税務重点目標」と個別取り組み計画等として、「税収確保推進計画」、「人材育成計画」及び「広報実施計画」を定め、所期の目的を達成するよう税務局内及び府税事務所等に対して周知した。

**１２　税務広報**

府民の府税に対する理解を深め、納税意識を高めていくため、府税のホームページ「府税あらかると」などを通じて、府税に関する知識の普及や申告・納税の呼びかけなどの各種税務広報を実施した。

また、５月には納税通知書発送日にあわせて、自動車税納期内納税及びPay-easy（ペイジー）収納利用を周知するイベントを行った。その他、11月には税を考える週間に合わせて、府税ＰＲビデオの作成及び大阪府租税教育推進連絡協議会、関係市等と合同で府税等に関する啓発イベントを実施した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 実施場所 | 実施内容  （税務広報） | 連携機関 |
| 平成28年  ５月２日 | りそな銀行  梅田北口支店周辺 | ・ポケットティッシュ・チラシ配布　など | ・りそな銀行 |
| 平成28年  ５月13日 | あべの  キューズモール | ・ポケットティッシュ・チラシ配布　など | ・りそな銀行 |
| 平成28年  11月13日 | イオンモール  鶴見緑地 | ・「税金」をテーマとしたクイズ  ・啓発グッズの配布  ・府税のＰＲ動画「シャンプーハット 税金について考える」の放映　など | ・大阪府租税教育推進連絡協議会  ・大阪市税務部  ・東税務署  ・堺税務署 |

人事グループ

**１　配　置　換**

　　税務職員の異動を次のとおり実施した｡

　　　人事異動　　　平成28年４月１日外　　411名

　　　（別表１０　平成28年度税務職員配置換状況調　 　　２４頁）

**２　昇　　　任**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職階 | 部長級 | 次長級 | 課長級 | 課長補佐級 | 主査級 |
| 税内昇任 | ０人 | ０人 | ４人 | １１人 | １６人 |
| 転出昇任 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ４人 |
| 転入昇任 | １人 | ０人 | １人 | １人 | １人 |

**３　退　　　職**

　　平成28年度税務職員退職状況

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　月 | 人　　　　数 |
| 28年　６月 | ２人 |
| 28年　７月 | １人 |
| 28年　８月 | １人 |
| 28年　９月 | １人 |
| 28年　10月 | １人 |
| 28年　12月 | ３人 |
| 29年　１月 | １人 |
| 29年　２月 | １人 |
| 29年　３月 | ２人 |
| 特退及び定退  （29年３月） | 33人 |
| 計 | 46人 |

**４　税務職員職名別配置状況調**

　　平成29年３月31日現在の税務職員の配置状況は別表のとおりである。

　　　　（別表１１　税務職員職名別配置状況調　　　２５頁）

**５　優秀税務職員等表彰**

　　通常の職務の範囲を超えて職務を遂行し顕著な業績等を上げた税務職員等に対し、次のとおり優秀税務職員等表彰を実施した｡

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 定期表彰 | 随時表彰 |
| 表　彰　日 | 平成28年12月12日 | 平成29年３月17日 |
| 受賞者数  （個人） | １名 | １名 |
| 受賞者数  （団体） | ５団体（５０名） | ３団体（１２名） |

**６　税務職員の研修**

　　税務職員の資質の向上を図るため、職員研修を実施した｡

　　実施状況は別表のとおりである。

　　　　（別表１２　平成28年度税務職員研修実施状況調　　　２６頁）

システムグループ

**１　税務情報システムの開発及び運用**

Web系システムである税務情報システムの運用を平成２７年９月２４日から開始し、税務事務を効率的に運営している。

平成２８年度は、以下の項目について、プログラムの開発及び修正等を行った。

・宿泊税サブシステムの開発

　・総務省報告の様式変更に伴う修正

　・地方税法の一部改正に伴う修正

**２　プログラム本数（平成29年3月末時点）**

|  |  |
| --- | --- |
| サブシステム名 | プログラム本数 |
| 運用 | 745 |
| 共通あて名 | 388 |
| 府民税三割 | 97 |
| 法人二税 | 631 |
| 個人事業税 | 386 |
| 不動産取得税 | 356 |
| 府たばこ税 | 9 |
| ゴルフ場利用税 | 9 |
| 軽油引取税 | 196 |
| 自動車税 | 624 |
| 管理収納 | 844 |
| 納税 | 982 |
| 宿泊税 | 96 |
| 自動車取得税 | 66 |
| 合計 | 5,429 |

債権特別回収・整理グループ

**１ 「債権回収・整理計画」の策定と公表**

税外滞納債権の計画的、総合的処理を推進するため、「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき債権回収・整理計画の策定、公表を行った。

・「平成２７年度 債権回収・整理計画 目標達成状況」（平成２８年８月 公表）

・「平成２８年度 債権回収・整理計画 」（平成２８年８月 公表）

・「平成２８年度 債権回収・整理計画 進捗状況」（平成２９年１月 公表）

**２ 「債権回収・整理に関する研修会」の開催**

　債権管理担当者の専門的な知識の習得や意識の向上のため弁護士（当グループ債権特別回収・整理アドバイザー）及び当グループ職員による研修を実施した。

（１）基礎及び事例研修

・１２回 開催〔平成２８年５月～平成２９年３月〕

　　・受講者：約５０名／回

・講　師：弁護士（当グループ債権特別回収・整理アドバイザー）、当グループ職員

**３ 全庁的な整理処理の取組支援**

　（１）共同処理

滞納債権の圧縮と債権所管課のスキル向上のため、弁護士の助言を得ながら、債権所管課と当グループ職員が共同で回収困難債権の処理を行った。

・共同処理債権　４部局５債権

　　・実施期間　〔平成２８年７月～平成２９年３月〕

（２）現年度に発生した滞納債権の早期処理

債権回収・整理マニュアルに基づく債権回収の初期対応を徹底するため、債権所管課に対し、同マニュアルの運用状況の把握と適正な運用に向けた助言等を行い、現年度の滞納債権の圧縮を図った。

（３）整理対象債権の整理処理

大阪府債権の回収及び整理に関する条例に基づき、消滅時効の期間が経過した私債権の整理処理を促進するため、債権整理を行う債権所管課を支援した。

（別表１３　平成２８年度 債権回収・整理計画調　　　２８頁）

**２　　別　　　　　　表**